

第三者活用の試行について

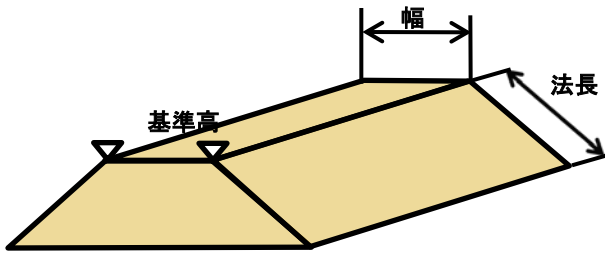
4-1. 試行についての整理

案1)、案2)は、それぞれ社会的負担(コスト)が必要となる仕組みであることから、両制度を実施するのではなく、今後の施工管理の形態も踏まえての効果的な方法として、案2を試行する。

	案1	案2
品質	検査を発注者から委託するため、品質の検査内容、検査方法は今後も発注者が定めた内容となる。	当面は、証明項目を発注者が定めるが、将来的には施工者による検査項目以上の品質管理を活かすことができる(別紙参照)
課題	発注者の権限の多くを明確に第三者に移譲しないと現場が非効率となる恐れがある。	第三者の中立性が確保できないと品質確保に懸念が残る。
将来性	発注者からの委託による検査であることから、受注者の施工データを活用した検査の工夫による効率化は限定的である。	①受注者での施工データを活用しての品質証明に工夫の可能性が想定され、施工及び品質証明がより効率化することが期待できる。 ②客観的な施工データを活用することで、第三者の中立性の課題が改善される。

4-2. 品質確保のための体制と業務内容（土工事のケース 1/3）

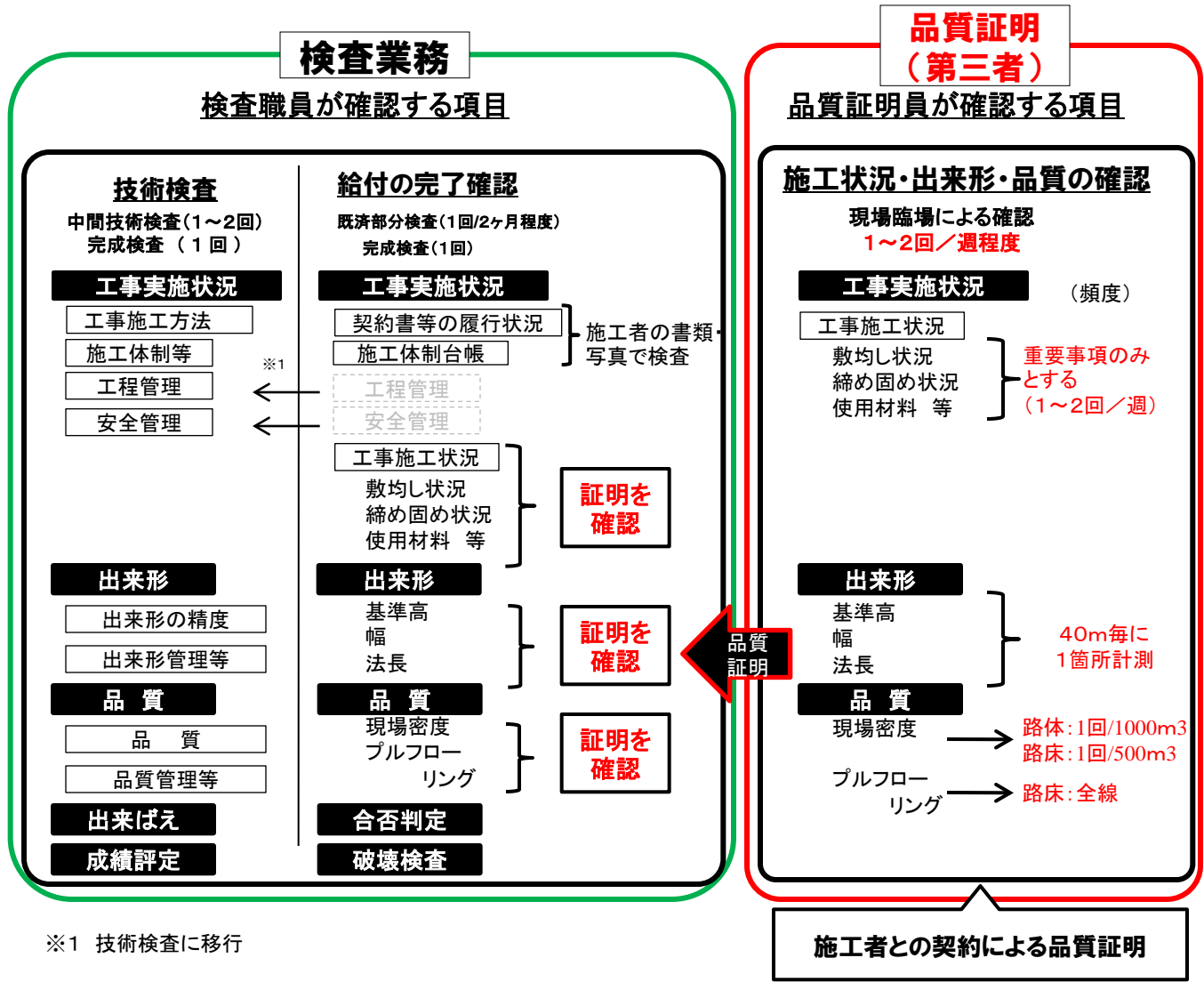
（現行） 検査項目と頻度は以下のとおり



※1 契約書等の履行状況：協議・指示事項の確認

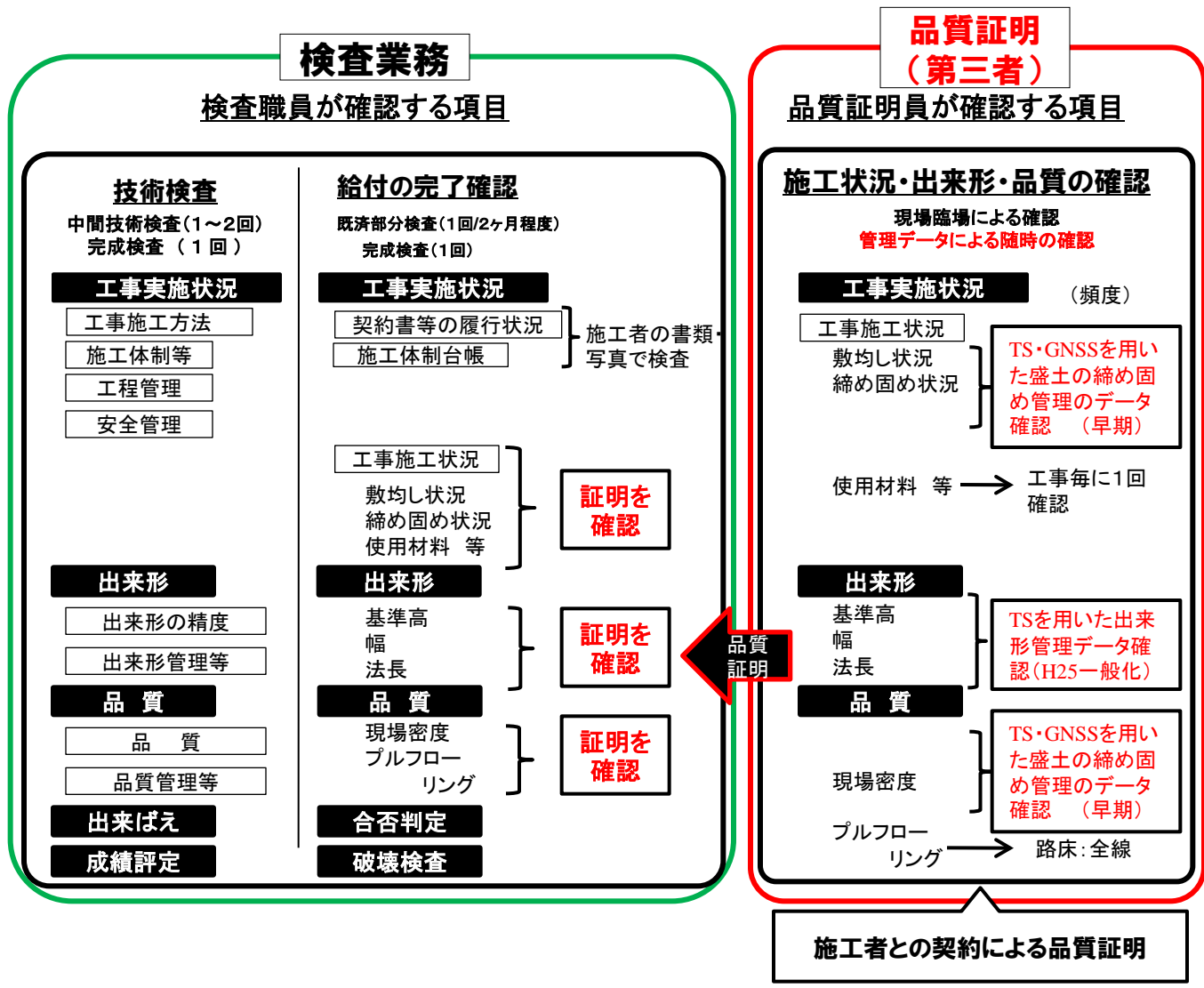
4-2. 品質確保のための体制と業務内容（土工事のケース(案) 2/3)

(案2の場合) 第三者による品質証明の導入による確認項目と頻度の充実



4-2. 品質確保のための体制と業務内容（土工事のケース(案) 3/3)

（案2において情報化技術を活用した場合）施工者のデータの活用による確認内容の充実



4-3. 試行項目及び予定(案)について

以下の考え方による、H24年度に案2での試行を実施する。

1. 試行での検証事項

- 品質証明内容の適合性
- 品質確保の有効性
- 発注者、受注者、第三者の施工管理における効率性

2. 試行対象工事における設定等

- 第三者：発注者において設定(用意)
- 第三者の業務内容：工事特記仕様書に明記
- 第三者費用：工事特記仕様書に単価明示(実績で精算)

3. 試行対象工事(案)

- 整備局にて数工事程度を選定。
※工事の工種・規模によって、工事施工状況の頻度について検証する

(例)

┌	土工を含む一般土木工事 A、B、C	※維持・修繕工事は実施しない
	構造物を含む工事	
	舗装工事A、B	

4. スケジュール(案)

- 平成24年度下半期から、現場において試行案を実施。